

東大阪市中小企業省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 本補助金は、エネルギー価格の高騰により経営圧迫を受ける市内中小企業者に対し、省エネルギー設備の導入を支援してエネルギーコストの削減を図るとともに、電気・ガス価格の高止まりへの対応や職場環境の改善を通じて、持続的な賃上げにつながる労働環境の改善や経営基盤の強化を促進することを目的とする。
- 2 本補助金は、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東大阪市補助金等交付規則（平成元年東大阪市規則第13号）及びこの要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する者。ただし、以下に掲げる法人を除く。
- ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している法人
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している法人
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている法人
- (2) ユーティリティ設備 一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が公表する省エネルギー関連補助事業において対象とされる設備のうち、空調設備、ボイラ、コンプレッサー、受変電設備その他エネルギー供給及び消費に関する設備
- (3) 賃金総額 決算書又は確定申告書における従業員給与の支給総額をいう。なお、賃金総額には、全従業員に支払った給与、賃金、賞与及び各種手当を含み、福利厚生費、法定福利費、退職金及び役員報酬は含まない。個人事業主についても同様とするが、専従者給与は賃金総額に含まない。

(補助対象者)

- 第3条 この要綱による補助金（以下「本補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 市内に事業所を有する中小企業者であること。
- (2) 本補助金申請日の時点において市税の滞納がないこと。
- (3) 本補助金により導入する設備を市内の事業所において設置し、設置事業所で継続して使用する者であること。
- (4) 事業主（法人にあっては役員、個人事業主にあっては本人）を除き、常時雇用する雇用保険の被保険者である従業員を1名以上有していること。
- (5) 申請日の直近の事業年度終了の日（当該年度に係る確定申告が終了していない場合は、その前年度をいう。）が属する年度を基準年度とし、申請日の属する年度の翌年度に係る事業年度終了の日が属する年度を目標達成年度とし、基準年度と目標達成年度を比較し、従業員の賃金総額を3.0パーセント以上引き上げる目標値を設定するとともに、これを従業員に周知した者。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象外とする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項第2号に規定する接客業務受託営

業を営む者

- (4) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある事業を営む者その他市長が本補助金の交付対象として適当でないと認める者
- 3 市長は、本補助金の交付を受ける補助対象者が第2項各号のいずれかに該当する者であるかどうかについて、必要に応じて警察署長の意見を聴くことができる。
- 4 同一補助対象者による本補助金の交付決定は、同一年度につき1回を限度とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の事業所において実施する省エネルギー設備の導入事業とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 既存設備の更新又は新規設備の導入により省エネルギー効果が見込まれること。
- (2) 導入する設備は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ア ユーティリティ設備

一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）の「省エネ・非化石転換補助金」の対象となるウェブサイトに掲載されている「ユーティリティ設備」

(参照) <https://sii.or.jp/setsubi07r/search/>

イ トイレ

住宅省エネ 2026 キャンペーンのウェブサイトに掲載されている「節水型トイレ」

(参照) <https://jutaku-shoene2026.mlit.go.jp/manufacturer/search/product/water-saving-toilet>

ウ 給湯器

省エネ型製品情報サイトに掲載されている「エコキュート・ガス温水機器」

(参照) <https://seihinjyoho.go.jp/>

- (3) 導入する設備が新品であること。
- (4) 第8条による交付決定日以降に契約、導入及び支払いを行うものであること。
- (5) 同条の規定に基づき実施する事業については、交付決定日の属する年度の1月末日までに導入及び支払いを完了すること。
- (6) 当該設備について国、府その他の機関の補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 補助対象事業に係る設備の導入に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）が、30万円以上（設置に係る工事費を含む。）であること。
- 2 住宅と一体となっている事業所において補助対象事業を実施する場合は、事業の用に供される部分に限り補助対象とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付決定日から交付決定日の属する年度の1月末日までに設備等の導入に伴い発生する次に掲げる経費であって、市長が必要と認めるものとする。

(1) 設備本体の取得に要する経費

(2) 設備をリースにより導入する場合における、交付決定日の属する年度の3月末日までに支払われる賃借料（当該設備の導入に直接必要なものに限る。）

(3) 設備の設置に必要な経費

- 2 前項第2号に掲げる経費については、リース契約期間全体の総額ではなく、交付決定日の属する年度の3月末日までに対応する額に限るものとする。
- 3 消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除くものとする。
- 4 補助事業期間外に実施した事業に係る経費又は補助事業期間外に支払われた経費のほか、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象経費としない。
- (1) 公租公課（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

- (2) 振込手数料
- (3) 設備の導入に直接必要と認められない改築、増築、その他建物工事費
- (4) 共通仮設費、一般管理費、諸経費、通信費、光熱水費、旅費及び交通費、消防その他官公庁又は電力会社への申請費、道路占有許可申請費、安全対策費、清掃費、消耗品費並びに収入印紙代
- (5) 過剰と認められる設備の設置に要する経費
- (6) その他市長が補助対象経費として適当でないと認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内又は500万円のいずれか低い額とする。
2 前項の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて電子申請システムにより市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 次のいずれかに該当する書類の写し
 - ア 履歴事項全部証明書(法人の場合。申請日以前3か月以内に発行されたもの)
 - イ 開業届又は直近の青色申告決算書若しくは確定申告書(個人事業主の場合)
 - ウ 個人事業主本人の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードその他市長が適当と認めるもの)
 - エ その他事業の実態及び所在地を確認できる書類として市長が認めるもの
- (3) 申請日以前3か月以内に発行された市税に滞納がないことを証する書類の写し
- (4) 雇用の状況を確認できる書類の写し(雇用保険被保険者資格取得確認通知書その他これに類する書類)1名以上。
- (5) 次に掲げる賃金総額を確認できる書類の写し
 - ア 直近の決算書類または、その他これに類する書類(法人の場合)
 - イ 直近の確定申告書または、その他これに類する書類(個人事業主の場合)
- (6) 写真(更新の場合は、既存設備の設置状況等が確認できるもの。新規の場合は、設置予定場所が確認できるもの)
- (7) 補助対象経費に係る2人以上から徴取した見積書。ただし、競争入札等によることが困難又は不適當である場合は、その限りではない。
- (8) 賃金引き上げに向けた宣言書(様式第3号)
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、本補助金の申請があった場合には、当該申請に係る書類を審査し、本補助金の交付が適当であると認めたときは、交付決定通知書(様式第4号)により、また補助金の交付が不適當であると認めたときは、不交付決定通知書(様式第5号)により交付申請者に通知するものとする。

2 本補助金の交付決定は、電子申請システムにより申請書が正常に受理された順に行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、申請書に不備がある場合は、当該不備が解消された時点で受理したものとみなす。

4 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付申請取下げ書（様式第6号）を提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が当該補助事業の変更承認を受けようとするときは、変更承認申請書（様式第7号）に次に掲げる書面を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の補助対象経費に係る見積書
- (2) 変更後の事業計画書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(変更の承認決定)

第11条 市長は、補助事業者より前条の変更承認申請があった場合は、申請に係る変更等の内容を審査し、変更の承認をするときには、変更承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(変更承認の条件)

第11条の2 市長は、前条の規定により変更承認を行う場合において、当該変更により補助金の額を増額することはできない。

2 市長は、変更の内容により必要があると認めるときは、補助金の額を減額することができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る設備の導入が完了した日（複数の設備を導入する場合にあっては、当該設備のうち最後に導入が完了した日）から起算して14日を経過した日までに、実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 納品書、請求書、領収書の写し
- (2) 写真（設置した設備等が分かるもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告を受けた場合において、その報告書が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過する日までに交付請求書（様式第11号）を提出しなければならない。

(補助事業者の責務)

第15条 補助事業者は、補助事業終了後3年間、本市が行う以下の調査に回答しなければならない。

- (1) フォローアップ調査
- (2) 賃上げ状況調査

2 前項第2号の報告にあたっては、設備導入後の賃金支給実績が確認できる書類（直近の決

算書類（法人の場合）、直近の確定申告書（個人事業主の場合）または、その他これに類する書類）を提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の報告内容について、第3条第1項第5号に規定する要件（賃金引上げの宣言内容及びその達成状況）を満たしているかどうかを確認するため、必要に応じて書類の提出又は説明を求めることができる。
- 4 市長は、前項の確認の結果、第3条第1項第5号に規定する要件（賃金引上げの宣言内容及びその達成状況）を満たしていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、本市が実施する経営相談等を受けるよう求めるものとする。
- 5 補助事業者は、前項の規定により経営相談等を受け、その内容を踏まえ、賃上げの実現に向けた取組を継続的に行うよう努めなければならない。
- 6 市長は、第3項の確認の結果、要件を満たしていないと認めるときは、必要な措置を講ずることができる。

（財産の処分の制限）

- 第16条 本補助金により取得した機械装置等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまでは、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、移動し、貸付け、承継、又は担保に供する処分、及び破棄（以下「処分等」という。）してはならない。ただし、処分をする場合は、あらかじめ取得財産処分承認申請書（様式第12号）を提出し、取得財産処分決定通知書（様式第13号）により承認決定されたものについてはこの限りではない。
- 2 前項の規定の期間内に処分等を行う場合は、残存簿価相当額又は時価（譲渡額）により、当該処分財産に係る補助金額を限度に返金しなければならない。ただし、天災等による破損、その他の自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象設備を処分する場合は、この限りでない。

（補助事業の帳簿等の整備）

- 第17条 補助事業者は、本補助金に関する領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。ただし、前条に規定する処分制限期間が5年を超える財産については、当該処分制限期間が満了する日まで保存しなければならない。

（財産の管理等）

- 第18条 本補助金により取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

（実地検査）

- 第19条 本補助金を受けた者は、補助対象事業の進捗状況確認のため本市職員が行う実地検査に協力しなければならない。

（交付決定の取消し等）

- 第20条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- （1）虚偽その他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - （2）補助金の交付の決定に付された条件に違反したとき。
 - （3）市長が別に定める基準日において、市税を滞納しているとき。
 - （4）第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
 - （5）その他この要綱に定める条件に違反したとき。

- 2 市長は、前項の場合において、補助対象者が既に補助金の交付を受けているときは、その全額又は一部の返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

- 第21条 市長は、前条第2項の規定により、補助金の返還を命ずるときの返還期限は、当該命令日から20日以内とし、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から返還金納付日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。
- 2 市長は、補助金の返還を命じ、これが納期日までに納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付させるものとする。
 - 3 前2項における加算金及び延滞金の端数計算等については、東大阪市延滞金徴収条例(昭和43年東大阪市条例第1号)第2条の規定の例による。
 - 4 市長は、第1項及び第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を課さないことができる。

(補助事業者の公表)

- 第22条 市長は、第8条の規定により交付決定を行った補助事業者に係る情報のうち、法人名(個人事業主の場合は商号又は屋号)、その他市長が必要と認めるものを公表する。

(その他)

- 第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(申請者) ー

(宛先)東大阪市長

所在地

名 称

代表者名

東大阪市中心小企業省エネルギー設備導入支援補助金交付申請書

東大阪市中心小企業省エネルギー設備導入支援補助金を交付されたく、東大阪市中心小企業省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱の規程に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、本事業実施にあたっては、東大阪市中心小企業省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱の定めるところに従います。

補助金交付申請額	円
----------	---

※補助金交付申請額は、「補助対象経費(消費税抜き)」に2分の1を乗じた金額(1,000円未満を切り捨て)又は500万円のうちいずれか少ない額となります。

東大阪市中心小企業省エネルギー設備導入支援補助金の申請にあたって、次に掲げる事項を確認・誓約・同意しました。

項目(チェックボックスに☑を入れてください)	
申請者は、市税及び東大阪市に対する債務の支払等の滞納はありません。また、必要があるときは、申請者の課税状況について、東大阪市が官公署に報告を求めることについて承諾します。	☐
申請者は、東大阪市暴力団排除条例第2条第1項第2号及び第3号に掲げる者のいずれにも該当しません。また、必要があるときは、東大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、本申請書及び役員名簿等が東大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。	☐
本補助金により取得する設備は、公募要領に記載しているリストの中から選定した設備(新品)です。	☐
本補助金により取得する設備は、国・府その他の機関の補助金の交付を受けていません。	☐
住宅と一体となっている事業所の場合、事業の用に供される部分に限り補助対象となることを理解しました。	☐
導入する設備に対して、異なる販売事業者2者に見積もりをとり、最低価格の見積書を添付しています。(ただし、競争入札等が困難又は不相当である場合はその限りではない。)	☐
本補助金事業終了後3年間フォローアップ調査に回答します。 フォローアップ調査は賃上げ状況についての調査及びアンケート調査の2種類あることについて理解しました。	☐
本補助金により取得した設備については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第14号)に定める期間を経過するまでに補助金の交付の目的に反して処分した場合、補助金相当額を返金しなければならないことについて同意しました。	☐
本補助金の交付決定がされた後、法人名(個人事業主の場合は商号又は屋号)が公表されることについて理解しました。	☐

(注1)本様式は、日本工業規格A4判とすること。

①企業情報

法人番号		資本金	
従業員数		主たる業種	

②現状認識

事業概要	
経営状況	

③導入経緯

具体的な導入経緯	
----------	--

④導入設備

	設備名	型式	数量	導入時期	所在地
1				年 月	
2				年 月	
3				年 月	
4				年 月	
5				年 月	

⑤導入費用

	設備名等	金額(単位:円) 税抜き	資金調達方法	備考
1				
2				
3				
4				
5				
合計(補助金対象経費)				

1 補助事業を実施する施設

施設の名称	
施設の所在地	〒 東大阪市

2 導入予定の設備

NO	設備区分	メーカー	型番	消費電力量(kWh/年) 消費水量(m ³ /年) 消費ガス量(m ³ /年)		削減効果 (既存-導入)	台数
				既存	導入		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

(注1)本様式は、日本工業規格A4判とすること。

賃金引き上げに向けた宣言書

当社は、賃金の引き上げに向け、下記のとおり目標値を設定し、取組の推進に努めることを宣言します。

また、翌決算期に目標を達成できなかった際には、東大阪市が実施する経営相談等を受け、目標値の達成を目指します。

記

【目標値】

賃金の上昇率： %

項目	基準決算期 ※1	翌決算期 ※2	上昇率(%)＝目標値 (3.0%以上で設定)
	年 月期	年 月期	
従業員に対する 賃金総額	円	円	%

※1:申請時における直近決算書類を基に記載してください。

また、本宣言書に直近の決算書類を添付してください。【添付が無い場合は申請を受付けません。】

※2:申請日の属する年度の翌年度に係る決算期で設定してください。

年 月 日

事業者名:

代表者氏名:

上記内容について、 年 月 日 に、_____という方法により、代表者から本
宣言を受けました。



(例:社内掲示板への掲示／朝礼での説明／書面配布／メール通知 など)

【確認者】

年 月 日

従業員氏名:

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

東大阪市中心企業省エネルギー設備導入支援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった東大阪市中心企業省エネルギー設備導入支援補助金については、東大阪市中心企業省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱に基づき、下記の条件を付して交付することを決定したので通知します。

記

1. 交付決定金額 円

2. 交付条件

- ・当該補助事業が予定の期間内に完了しない場合、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- ・本補助金により取得した設備等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまでは、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、承継、移動又は担保に供する処分、及び破棄（以下「処分等」という。）してはならない。処分等を行った場合、残存簿価相当額又は時価（譲渡額）により当該処分財産に係る補助金額を上限として返金しなければならない。
- ・本補助金により取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- ・本補助金に関する領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- ・本補助事業終了後3年間、本市が行うフォローアップ調査に回答すること。
- ・本補助事業終了後3年間、賃上げ状況調査を受けること。
- 【設備導入後の賃金支給実績が確認できる書類（決算書その他これに類する書類）を提出すること】
- ・賃金引上げの宣言内容及びその達成状況を満たしていないときは、本市が実施する経営相談等を受けること。また、その内容を踏まえ、賃上げの実現に向けた取組を継続的に行うこと。

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

東大阪市中企業省エネルギー設備導入支援補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった東大阪市中企業省エネルギー設備導入支援補助金については、次の理由により交付できないので通知します。

不交付理由

様式第 6 号 (第 9 条関係)

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

(届出者)

所在地

名称

代表者名

東大阪市中小企業省エネルギー設備導入支援補助金交付申請取下げ書

令和 年 月 日付けで申請した東大阪市中小企業省エネルギー設備導入支援補助金について、東大阪市中小企業省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱の規程に基づき、交付申請を取
下げたいので届け出ます。

取下げの理由

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

(申請者)
所在地
名称
代表者名

東大阪市中心企業省エネルギー設備導入支援補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付けで交付決定通知のあった東大阪市中心企業省エネルギー設備導入支援補助金について、下記のとおり申請内容を変更したいので、東大阪市中心企業省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助対象事業の変更の内容

<変更前>

<変更後>

2. 変更の理由

東大阪市中心企業省エネルギー設備導入支援補助金対象事業の変更申請にあたって、次に掲げる事項を確認しました。

- ☐ 変更後の補助金交付申請額は、初めに交付決定がなされた際の交付決定金額を上回ることはできません。
- ☐ 申請にあたって、本申請書とその他必要な書類を併せて提出します。

様式第8号(第11条関係)

年 第 号
月 日

様

東大阪市長

東大阪市中心企業省エネルギー設備導入支援補助金変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった東大阪市中心企業省エネルギー設備導入支援補助金の変更承認申請書について、東大阪市中心企業省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1. 交付決定金額 円

東大阪市中小企業省エネルギー設備導入支援補助金実績報告書

(申請者) ー

(宛先)東大阪市長

所在地

名 称

代表者名

令和 年 月 日 付で交付決定通知のあった東大阪市中小企業省エネルギー設備導入支援補助金に係る補助対象事業について、完了したので、東大阪市中小企業省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱に基づき、下記のとおり、報告します。

記							
事業完了日		令和 年 月 日					
	設備区分	設備名	型式	数量	導入金額(単位:円)	所在地	備考
1							
2							
3							
4							

補助金対象経費合計(円) (税抜き)	
補助金額(円) (上限500万 補助対象経費の1/2 千円未満の端数は切り捨て)	

添付書類
○納品書、請求書、領収書の写し
○写真(設置した設備等がわかるもの)

(注1)本様式は、日本工業規格A4判とすること。

様式第 10 号(第 13 条関係)

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

東大阪市中心企業省エネルギー設備導入支援補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで報告のあった東大阪市中心企業省エネルギー設備導入支援補助金については、東大阪市中心企業省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金確定額

円

東大阪市中心企業省エネルギー設備導入支援補助金交付請求書

(申請者) 〒 -

(宛先) 東大阪市長

所在地

名 称

代表者名

令和 年 月 日 付けで交付決定通知のあった東大阪市中心企業省エネルギー設備導入支援補助金について、東大阪市中心企業省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱の規程に基づき、下記のとおり請求します。

補助金請求額	円
--------	---

上記の補助金は、下記金融機関の口座への振込みを依頼します。

ゆうちょ銀行以外の金融機関

金融機関	名称		支店名	
預金種別				
口座番号				
フリガナ				
口座名義				

ゆうちょ銀行

預金種別	通常貯金 ▪ 通常貯蓄貯金 ▪ 振替貯金	
通帳記号番号	通帳記号(5桁)	
	通帳番号(8桁) (振替貯金は6桁)	
フリガナ		
口座名義		

(注1) 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

様式第 12 号(第 16 条関係)

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

(申請者)

所在地

名称

代表者名

東大阪市中小企業省エネルギー設備導入支援補助金取得財産処分承認申請書

東大阪市中小企業省エネルギー設備導入支援補助金交付要綱に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請年度

2. 処分の内容

①処分する財産名

②処分の内容（有償(金額)・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

3. 処分理由

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

東大阪市中心企業省エネルギー設備導入支援補助金取得財産処分
(承認・不承認) 決定通知書

東大阪市中心企業省エネルギー設備導入支援補助金財産処分承認申請について、下記のとおり (承認・不承認) を決定しましたので通知します。

記

1. (承認・不承認) の理由